

サービス約款

第1章 総則

第1条 (取り扱いの準則)

有) ケーアイエスコミュニケーションズ(以下「当社」)は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の法令の規定に基づき当社が定めた「K I S N E Tインターネットサービス約款」(以下「約款」)によってK I S N E Tインターネットサービス(以下「K I S N E T」)を提供します。

第2条 (契約者の定義)

約款を承認の上K I S N E Tの利用を申し込み、当社が承認した方を加入契約者と定義します。

第3条 (約款の変更)

1. 当社は、約款を加入者の承認を得ることなく変更することがあります。
2. 約款を変更するときは、当該変更により影響を受けることになる契約者に対して、当社の定めた方法により事前にその内容を通知します。

第2章 利用契約

第4条 (利用申し込み)

K I S N E Tの利用申し込みをする方は、当社が別に定める契約申し込み用紙に次の事項を記載して当社に提出していただきます。

1. 利用申し込みをする方の氏名又は商号及び住所又は居所、法人にあってはその代表者の氏名
2. サービス種別及びサービス品目
3. 利用開始希望年月日
4. その他K I S N E Tの利用を受けるために必要な事項

第5条 (利用契約の成立)

K I S N E Tの利用契約は、利用申し込みに対して、当社がこれを受諾したときに成立します。

第6条 (最低契約期間)

K I S N E Tの契約期間は、1年または1ヶ月とします。

第7条 (契約の自動継続)

加入者が契約期間を満了する場合、解約等の申し入れがない場合、自動継続とみなします。

第8条 (権利譲渡の禁止)

契約者は、K I S N E Tの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

第9条 (申し込みの拒絶)

当社は、次の各号に該当する場合には、K I S N E Tの利用申し込みを受諾しない場合があります。

1. 申し込みに係わるK I S N E Tの提供又は当該サービスに係わる装置の保守が技術上著しく困難な場合
2. K I S N E Tの申込者が、当該申し込みに係わる契約上の義務を怠るおそれがあることが明らかである場合
3. K I S N E Tの申込者が、第13条(提供の停止)第1項に該当する場合

5. K I S N E T の契約申込書に虚偽の事実を記載した場合

6. その他前各号に準ずる場合で、当社が契約締結を適当でないと判断した場合

第10条 (契約事項の変更等)

1. 契約者は、K I S N E T 種別、サービス品目の変更、ネットワーク接続装置の移転の変更等を請求することができます。この場合、当社が別に定める申請書に所定の事項を記載して提出していただきます。

第11条 (契約者の地位の承継)

1. 契約者が死亡した場合には、当該個人に係わるK I S N E T は終了します。

2. 契約者である法人が合併その他の理由により、その地位の承継があったときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人等は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から30日以内にその旨を当社に通知してください。

第12条 (契約者の氏名等の変更)

契約者は、その氏名、商号、代表者、住所等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知してください。

第3章 提供の停止

第13条 (提供の停止)

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めてK I S N E T の提供を停止することがあります。

1) K I S N E T の料金、割増金又は遅延賠償金等の支払い期日を経過してもなお支払わない場合

2) 第26条(契約者の義務)の規定に違反したとき

3) 明らかに公序良俗に反する態様においてK I S N E T を利用したとき

4) 申し込みにあつたて虚偽の次項を記載したことが判明したとき

5) 前各号の掲げる事項の他、この約款の規定に違反する行為で、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし又及ぼすおそれのある行為をしたとき

2. 当社は、前項の規定によりK I S N E T の提供を停止しようとするときは、予めその理由、実施期日及び実施期間を契約者に、当社の定める方法で通知します。

第14条 (提供の中止)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、K I S N E T の提供を中止することがあります。

1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上止むを得ない場合

2) 当社の電気通信設備に止むを得ない障害が発生した場合

3) 第13条(通信利用の制限)の規定によるとき

4) 第一種通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することによりK I S N E T の提供を行うことが困難になった場合

2. 当社は、前項規定によりK I S N E T の提供を中止しようとするときは、予めその理由、実施期日及び実施期間を契約者に、当社の定める方法で通知します。但し、緊急止むを得ない場合はこの限りではありません。

第15条（通信利用の制限）

- 1．当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信の一部又は全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、K I S N E Tの提供を制限し、又は中止する措置を取ることがあります。
- 2．K I S N E Tをご利用の契約者で、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときには、利用を制限することがあります。

第16条（サービス廃止）

- 1．当社は、都合によりK I S N E Tの特定のサービスを廃止することがあります。
- 2．当社は、前項の規定によりサービスの廃止をするときは、契約者に対し廃止する3ヶ月前までに書面によりその旨を通知します。
- 3．契約者は、第1項のサービスの廃止があったときは、当社に請求することにより、当該廃止に係わる品目のサービスに代えて他の種別又は品目のサービスを受けることができます。この場合において、当該請求については第10条（契約事項の変更等）の規定を準用します。

第4章 契約の解除

第17条（当社が行う利用契約の解除）

- 1．当社は、第13条（提供の停止）の規定によりK I S N E T契約の利用を停止された契約者が、提供の停止期間中になおその事実を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。
- 2．当社は、契約者が第13条（提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定に係わらず、同条に定める提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができます。
- 3．当社は、前2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、予め書面により契約者にその旨を通知します。

第18条（契約者が行う利用契約の解除）

- 1．契約者は、K I S N E Tの契約を解除するとき（次項又は第3項の規定による場合を除く）は、当社に対し解除の日の2ヶ月前までに書面によりその旨を通知するものとします。この場合において、通知があった日から当該通知において解除の日とされた日までの期間が2ヶ月未満であるときは、解除の効力は当該通知があった日から2ヶ月を経過する日に生じるものとします。
- 2．契約者は、第14条（提供の中止）又は第15条第1項（通信利用の制限）の事由が生じたことにより、S Y S N E Tを利用することができなくなった場合において、契約者が当該サービスに係わる契約の目的を達することができないと認めるときは、当該契約を解除することができます。この場合、解除はその通知が当社に到着した日にその効力が生じたものとします。
- 3．第16条（サービスの廃止）第1項の規定により特定の品目のサービスが廃止されたとき（同条第3項の規定により、サービス種別又は品目に変更があった場合を除く）は、当該廃止の日に当該品目に係わるK I S N E Tの契約が解除されたものとします。

第5章 料金等

第19条 (料金等)

1. K I S N E Tの料金及び関連費用(以下「料金等」)は以下の項目からなります。

1) 初期費用

契約者が、サービスを受けるに当たって支払う加入料を含む一時金で、各サービス種別で定める細目からなります

2) サービス費用

契約者が、K I S N E Tの対価として支払う基本料を含む費用で、各サービス種別で定める細目からなります

3) 契約事項の変更に伴う費用

契約者のサービスの状態変更に係わる費用でサービス種別及び品目の変更を含めて、各サービス種別で定める細目からなります

第20条 (契約者の支払い義務)

1. 契約者は、当社に対しK I S N E Tの利用に係わる前条に規定した初期費用、サービス費用及び必要に応じて契約事項の変更に伴う費用を、当社が定める料金表による料金を当社が定める方法で支払うものとします。

2. 初期費用の支払い義務は、第5条(利用契約の成立)の規定により、利用契約が成立したときに発生します。初期費用は、契約解約時にも返却致しません。

3. サービス費用の支払い義務は、第5条(利用契約の成立)の規定により、利用契約が成立したときに発生します。サービス費用は、契約解約時にも返却致しません。

4. 契約事項の変更に伴う費用は、当該変更又は移転ごとに発生し、その支払い義務は当社が第10条(契約事項の変更等)の請求を承諾したときに発生します。

5. 第13条(提供の停止)の規定によりサービスの提供が停止された場合における当該停止期間のサービス料金は、当該サービスがあったものとしてとりあつかいます。

6. 第14条(提供の中止)の規定により、サービスの提供が中止された場合における当該中止期間のサービス料金は、当該サービスがあったものとして取り扱います。

第21条 (料金等の請求時期及び支払い期日)

1. K I S N E Tの料金等は、当社の定める料金表に従い請求いたします。

2. K I S N E Tの料金等の請求を受けた契約者は、請求書に指定する期日までに、当社が指定する方法により、その料金等を支払うものとします。

第22条 (割増金)

K I S N E Tの料金等を不法に免れた方は、その免れた額の他、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします)の2倍に相当する額を割増金として支払わなければなりません。

第23条 (遅延損害金)

契約者は、K I S N E Tの料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年14.5%の遅延損害金を当社に支払わなければなりません。

第24条 (消費税)

契約者が当社に対しサービスに関する債務を支払う場合において、支払いを要する額は、別に定める料金等の額に消費税相当額を加算した額とします。

第6章 雑則

第25条 (機密保持)

当社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密（通信の秘密含む）を、第三者に漏らしません。

第26条 (契約者の義務)

1. 契約者は、当社から発行されたログイン名及びパスワード管理の責任を負います。ログイン名及びパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。

2. 契約者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従わなければならない。

第27条 (免責)

1. 当社は、第13条、第14条、第15条、第16条の規定によりK I S N E Tの提供を停止、中止、制限、廃止によって、加入者に損害が生じた場合、当社は免責されるものとします。

2. 当社は、契約者がK I S N E Tによって得る情報の正確性、安全性、を保証致しません。またS Y S N E Tの利用により加入者に発生したいかなる障害・損害についても、当社には一切責任は無いものとします。

3. K I S N E Tのご利用により、加入者が他の加入者又は第三者に損害を与えた場合、当該加入者の責任と費用において解決していただき、当社に損害を与えないものとします。

附則

この約款は、平成12年6月1日から実施します。